

健長第870号
平成29年10月3日

各老人福祉施設の施設長
各介護老人保健施設の管理者 様
各介護サービス事業所の管理者

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について（通知）

このことについて、厚生労働省から、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成29年法務省・厚生労働省令第5号）が平成29年9月29日に公布され、本年11月1日から技能実習制度の対象職種に介護職種が追加されるとの通知がありました。

また、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事業に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号）も同日付けで告示され、本年11月1日から適用されますので、併せて御承知ください。